

平成18年度観光政策

第1章 訪日促進を中心とする国際観光交流促進のための戦略的取組

1 ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心とした日本の魅力の戦略的なPR活動

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーン事業

平成18年の訪日外国人旅行者750万人を目標に、引き続き、国・地方・民間共同による国を挙げてのキャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開する。

① 各重点市場ごとの旅行市場としての特性に応じて、以下の施策等を組み合わせて日本の魅力をPRするとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成の促進を図る。

- ・魅力的な訪日ツアー商品の造成支援（FIT訪日旅行造成支援事業等）
- ・海外メディアを活用した効果的な広報宣伝事業（日中観光交流年フォトコンテスト等）
- ・国際観光博覧会への出展及び商談会の実施（中国、韓国、ドイツ、米国等）
- ・ジャーナリストの訪日取材招請等メディアセールスの展開
- ・訪日旅行に関する十分な知識や経験を有する旅行エージェントの育成
- ・6言語のウェブサイト等でのキャンペーン情報の発信
- ・市場調査及び効果測定

② 事業の実施に当たっては、以下のキャンペーンの高度化を図る。

- ・日中観光年、日豪交流年、日本・シンガポール観光交流年を活用した交流事業
- ・訪日教育旅行誘致イベントの開催等を通じた青少年交流の促進、姉妹都市関係を生かした観光プロモーションの展開等姉妹都市交流の活性化
- ・国際会議、国際文化・スポーツイベント等を通じた観光交流の拡大

青森県のねぶた ▶



- ・地方の魅力のPRを行う地方連携事業の強化

(2) 国際観光振興機構による広報・宣伝活動

「JNTOウェブサイト」では、最新かつ魅力ある日本の観光情報を6言語で世界に発信する。

また、海外の宣伝事務所を活用して、旅行会社、メディア向けのセミナーの開催、報道関係者の招請等による日本紹介記事・番組制作の支援を地方公共団体、民間等関係者と協力して実施する。

(3) 在外公館等による日本の紹介活動

在外公館や国際交流基金を通じて、日本の魅力や観光地等の紹介活動を積極的に展開する。また、海外における我が国の国際放送の一層の充実を図る。

2 訪日外国人の受入・交流の促進

(1) 外客接遇向上の観点から、平成17年に改正された「通訳案内士法」及び「外国人観光旅客の来訪促進地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」の円滑な施行を通じ、通訳ガイド制度の改善を図るとともに、通訳ガイドのスキルアップのための研修プログラムを策

定し、通訳ガイドのレベルアップを図る。

(2) 国内10箇所程度で「姉妹都市シンポジウム」を開催し、姉妹都市交流の活性化を図る。

また、政府が実施する各種若者層の交流プログラムにおいて、日本の家庭のホームステイの受入れ先を募集するとともに、ワーキング・ホリデー制度の情報提供の支援や広報活動を実施する。

(3) 国際観光振興機構による、近隣アジア諸国及び豪州からの修学旅行の誘致促進事業を行う。

(4) 国際コンベンションの一層の振興を図るため、誘致の促進、開催の円滑化を柱とした、国際コンベンション開催決定権者の招請等の総合的な施策を講じる。

3 外国人旅行者の訪日の円滑化

出入国管理、査証発給手続、検疫の迅速化、通関等の適正・迅速化等を図る。

4 世界の国々との観光交流強化の取組

平成18年は、既存の二国間協議の取組を活用していくほか、日本・シンガポール観光交流年での両国合同イベントの開催等を行う。

また、平成19年度は、日・タイ間、日・カナダ間において観光交流年事業を行う基本合意がなされており、事業計画の策定等を進める。

さらに、世界観光機関（UNWTO）等の国際機関が行う観光関係の活動に協力するとともに、開発途上国への観光分野での国際協力を実施する。

第2章 国民の観光旅行促進のための取組

1 休暇取得の促進

(1) 平成16年6月に「長期家族旅行国民推進会議」が取りまとめた報告書を踏まえ、フォーラムの開催や政府広報等を通じて、長期家族旅行の普及・定着に向けた啓発活動を実施する。

2 国民の旅行需要の喚起

(1) 幕張メッセにて開催される旅の総合見本市「旅フェア2006」（平成18年4月）を後援する。

(2) 東京ビッグサイトにて開催される「JATA世界旅行博2006」（平成18年9月）の開催を支援する。

(3) 都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るため、民間が主体となって構成されている「オーライ！ニッポン会議」が主体となって、ホームページによる情報提供や優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携しながら国民的な運動を推進する。

オーライ！ニッポン ▶
越後田舎体験



3 日本人の海外旅行の円滑化施策

- (1) 出入国管理の適正・円滑化、海外での感染症予防対策及び検疫の迅速化、通関の適正・迅速化等に努める。

第3章 魅力ある観光地の形成に向けた取組

1 観光地の魅力の向上

- (1) 国際競争力のある観光地づくりを推進する観光ルネサンス事業を拡充して実施し、地域の民間組織が行う地域ブランド商品開発や人材育成、案内所の設置等への補助、地域の観光動向・観光資源・観光地域づくりに関する基礎調査、観光カリスマ塾等の啓発事業を行う。

**再生町屋を利用した観光案内所 ▶
(新潟県村上市)**



- (2) 地域にしかない観光魅力を発掘し、観光商品に流通させる「地域観光マーケティング」活動を、観光まちづくりコンサルティング事業の実施等を通じて普及させる。
- (3) 移動制約者への対応に重点を置いて、送り手側である旅行会社と受け手側である観光地の双方に関して、ハード・ソフト両面から、ユニバーサルデザインの今後の取組の調査を行う。
- (4) 構造改革特区では、観光振興のために規制の特例措置を活用しようとする地方公共団体に対して、支援・助言を行っていく。また、地域再生では、「地域の知の拠点再生プログラム」(平成18年2月15日地域再本部決定)を推進し、観光振興のための人材育成等、大学等と連携した地域の自主的な取組を支援していく。平成18年度においても、全国都市再生モデル調査を行い、観光や姉妹都市交流を含む様々なテーマによる地方都市の再生・再活性化を図る。
- (5) インターネットで公開している「発見！観光宝探しデータベース」の掲載内容の充実を図る。
- (6) グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、産業観光、サイクルツアーやフィルムツーリズムの振興を図る。

西表島のエコツアー風景 ▶



- (7) 世界自然遺産に登録された知床地域のような北海道の貴重な自然や景観の保全を進める。また、沿岸景観等の地域資源の保全と活用により、美しく個性的な北海道づくりを目指す「シーニックバイウェイ北海道」の展開等を進める。

- (8) 沖縄において、観光客の多様なニーズに対応するため、バリアフリー観光の推進等の支援に取り組む。
- (9) 豪雪地帯、離島地域、奄美群島・小笠原諸島、半島地域の観光振興を推進する。
- (10) 良好な街並み景観、農山漁村景観、道路景観等の形成を図る事業を推進するとともに、平成17年6月に施行された景観緑三法に基づく景観計画の策定を進める。
- (11) 訪日外国人を含めた地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。

2 自然環境・文化遺産の保全、観光資源保護活動等

- (1) 自然公園、森林、河川・湖沼・山地流域、海、都市緑地、温泉、野生生物等の自然環境保全のための施策を推進する。
- (2) 博物館や国立劇場等の文化施設整備のための施策を推進する。
- (3) 観光週間の実施、自然保護思想の普及、文化財愛護思想の高揚、ナショナル・トラスト活動の推進、観光地における美化対策の実施等、観光資源保護活動等の推進を図る。
- (4) 文化遺産や地域伝統芸能の観光への活用と併せて、文化観光の一層の推進を図る。



石見銀山遺跡 ▶

第4章 観光産業の育成・高度化に向けた取組

- 1 平成17年4月に施行された改正旅行業法で、「企画旅行」という新たな旅行形態の円滑な運用等を通じて、社会のトレンドや多様化、個別化する旅行者ニーズの動向を捉えた旅行商品の企画・造成を支援して行く。具体的には、今後、「団塊の世代」と呼ばれる層が一斉に退職時期を迎えることも踏まえ、「ゆとり重視の長期滞在旅行」や、誰もが参加できる「バリアフリー旅行」の推進を図って行く。
- 2 ホテル・旅館業については、国際観光の基盤施設である宿泊施設の整備に対し、引き続き財政投融資を行うことにより支援する。さらに、高齢者等の利用に配慮した宿泊施設の整備を図るため、「シルバースター登録制度」の普及に努める。
- 3 教育関連機関等における人材育成については、平成18年度前期に東京大学経済学部において「観光産業と観光政策」の講座の提供を行う。また、次世代の地域の観光振興を担う人材育成を図るため、カリスマ塾を開催する。
- 4 観光統計の整備については、平成17年度において取りまとめられた「観光統計の整備に関する検討懇談会」の報告書に基づき、平成18年度から統一的な調査手法に基づく全国規模の宿泊統計を実施する。

第5章 交通機関等の利便の向上に向けた取組

- 1 平成16年度より実施している東京及び大阪等の地下鉄等で実施した駅のナンバリングについて、外国人の利用の多い地域を中心に更なる導入を促進する。
- 2 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、歩行者系の地図を活用した多言語表記の実施等、分かりやすい道路案内標識を整備し、外国人旅行者をはじめとする地理に不案内な観光客が迷うことなく目的地に到着できるよう努める。
- 3 ETC（ノンストップ自動支払いシステム）を活用した多様で弾力的な料金施策を実施する。
- 4 羽田、関西及び成田空港の機能拡充を図るとともに、国際航空路線網の充実を図るため、引き続き航空協議を進めていく。
- 5 高齢者、障害者、児童等すべての人に優しい移動空間の整備を行い、幅の広い歩道等の整備や歩道段差切り下げや、一層のバリアフリー化を推進する。
また、宿泊施設・文化施設を含む建築物や、鉄道駅等の周辺の道路等のバリアフリー化を推進する。

第6章 観光に係る安全確保のための取組

- 1 日本人海外旅行者の安全確保のため、「海外安全ホームページ」の活用等を通じて、旅行先の治安、テロ、災害、感染症等の最新情報の提供や広報活動に取り組む。旅行会社を通じた危険情報の旅行者への周知を図る。
- 2 台風・集中豪雨雪等観測予報体制の強化や気象等の情報の提供、防災情報の提供等の充実を図る。